



国民年金のおはなし



うわじま牛鬼 © カナヘイ



障害基礎年金の裁定請求



国民年金加入中に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がい状態になったときに、障害基礎年金の裁定請求をすることができます。(請求には条件があります)

また、先天性疾患など、生まれつきの障がいをお持ちの人など、20歳になる前に障がい状態になった場合は、20歳になったときに「20歳前障害者」として障害基礎年金の裁定請求をすることができます。詳しくは市役所国民年金係窓口でお尋ねください。



■平成28年度の年金額

※障害者手帳の1級・2級とは関係ありません。

2級…老齢基礎年金の満額と同額
78万100円/年

1級…2級の1.25倍の金額
97万5,125円/年



子の加算

第1子・第2子はそれぞれ224,500円/年
第3子以降は1人につき74,800円/年
※18歳になる年度末までが加算対象。



■裁定請求の条件

▷初診日に国民年金加入中であること。

【初診日】

長年病気を患っていて、状態が悪化した場合などには、悪化したときでなく初めてその病気の原因となる疾病または、負傷で病院へ行った日



▷長期または短期の納付要件を満たしていること。

【長期納付要件】

20歳から初診のある月の前々月までの国民年金を納付しなければならない期間の3分の2以上の月数を納付している(免除含む)

【短期納付要件】

初診日のある月の前々月から1年前まで未納の期間がない(免除含む)

※どちらかの要件を満たす必要があります。

年金記録の確認

ねんきん定期便などにより年金記録を確認して、少しでも心配があれば「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ電話するか、思い当たる状況をメモして、近くの年金事務所に相談してください。

年金記録が間違っていると思われる人は年金記録の訂正を請求することができます。

四国厚生支局にて、さまざまな調査を行い、中国四国地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき訂正(不訂正)の決定を行っています。

古い期間の記録の調査では、会社に給与台帳が残っていない、所得証明がとれないなど、証拠となる資料の収集が困難となり、記録訂正に結びつかない場合もあります。



【問合先】

月～金(祝日をのぞく)
午前8時30分～午後5時15分

宇和島年金事務所代表 ☎22-5440

宇和島市役所 市民課国民年金係 ☎24-1111 内線2133

【年金記録についての問合先】

年金定期便・ネット専用ダイヤル ☎050-058-555